事務所通信　No.362　　令和７年１２月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　　篠田パートナーズ事務所 ☎ 0254-22-5649 (代)

通勤手当の非課税限度額の改正

令和７年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

今回の非課税限度額の引き上げの対象は、自動車や自転車などの交通用具使用者に対する通勤手当のみです。バスや電車などの交通機関を利用している場合は変更ありません。



１　改正後の非課税限度額

改正後の１か月当たりの非課税限度額

通勤距離(片道)	改正前の非課税限度額	令和7年4月～非課税限度額	上がり幅(差額)
2km未満	全額課税	全額課税	-
2km以上10km未満	4,200円	4,200円	-
10km以上15km未満	7,100円	7,300円	200円
15km以上25km未満	12,900円	13,500円	600円
25km以上35km未満	18,700円	19,700円	1,000円
35km以上45km未満	24,400円	25,900円	1,500円
45km以上55km未満	28,000円	32,300円	4,300円
55km以上	31,600円	38,700円	7,100円

２　改正後の非課税限度額の適用

改正後の非課税限度額は、令和７年４月１日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税限度額は適用されません。

（１）　令和７年３月31日以前に支払われた通勤手当

（２）　令和７年３月31日以前に支払われるべき通勤手当で同年４月１日以後に支払われるもの

（３）　（１）又は（２）の通勤手当の差額として追加支給されるもの

３　課税済みの通勤手当についての精算

（１）　改正前に既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税限度額を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納となる税額がある場合には、本年の年末調整の際に精算することになります。

（注）１　既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この手続は不要です。



２　年の中途に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。



（２）　年末調整における精算の具体的な手続は次のように行います。

イ　既に改正前の非課税限度額を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をした（課税された）通勤手当のうち、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。

ロ　令和７年分給与所得に対する源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」といいます。）の余白に「非課税となる通勤手当」と表示して、イの計算根拠及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。

ハ　また、源泉徴収簿の年末調整欄の給料・手当等①欄には、給料・手当等欄の総支給金額の計①欄の金額からロの新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の金額を記入します。

ニ　以上により、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額が、本年

の給与総額から一括して差し引かれることになるため、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行います。



４　給与所得の源泉徴収票の記入

給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入します。

（注）　年の中途に退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、支払金額欄を訂正するとともに、摘要欄に再交付と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付します。

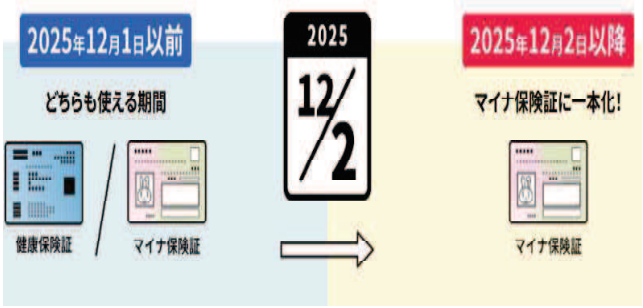
※詳細は、国税庁ホームページで確認できます。

https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm

源泉徴収簿の記載例、Ｑ＆Ａが載っています。

１２月以降の保険証情報

令和７年１２月２日以降、健康保険証は原則マイナ保険証の使用へ変わります。



マイナ保険証の登録方法として、マイナンバーカードを医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードを健康保険証として登録することができます。

ステップ１　マイナンバーカードを持って医療機関・薬局へ

ステップ２　受付の顔認証付きのカードリーダーにマイナンバーカードを置く

ステップ３　顔認証などで本人確認

「マイナ保険証」として使用できます。



その他、セブン銀行ATM、マイナポータルなどでも保険証の登録を行えます。

受診方法は、マイナ保険証が基本ですが、マイナ保険証を待っていない方でも、「資格確認書」を医療機関等に提示することで、これまで通りに保険診療を受けることができます。

※「資格情報のお知らせ」だけでは受診できませんのでご注意ください。

◇マイナンバーに関するお問い合わせ先◇



●通知カードに関すること

●個人番号に関すること

●その他マイナンバー制度に関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル

０１２０－９５－０１７８

◇マイナ保険証に関するお問い合わせ先◇

●マイナ保険証、オンライン資格確認

●資格情報のお知らせ

●資格確認書



協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

０５７０－０１５－３６９

賞与の保険料率

冬季賞与支給の際は、下記の料率で社会保険料を控除してください 。(被保険者負担分)新潟県



健康保険料率　・・・ 4.775%

介護保険料率　・・・ 0.795%

厚生年金保険料率　・・・ 9.15%

※　賞与額の1,000円未満を切捨て、上記保険料率を乗じてください。

※　賞与支給月の途中で退職した場合(月末退社を除く）は、社会保険料が掛りません。

※　賞与支給月の産休や育休で、社会保険料免除が受けられる場合も社会保険料は掛りません。

弊所の年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ながら、12月30日(火）から１月５日(月)まで休業とさせていただきます。

☆下記の本にご興味のある方は、是非、本屋さんへ！！

■ 拾い読みの読書

稼ぐ力は　会計で決まる

著　者／　山下 明宏

出版社／　幻冬舎新書　　900 円＋税

P22　2025年あたりまで、借入金対月商倍率は「３ヵ月分」が大まかな目安でした。・・ところが、リーマン・ショック、東日本大震災、そしてコロナ禍という危機を経験した現在・・ほぼ「６ヵ月分」までなっています。・・いつまでも金利の支払いばかりに追われているようでは、長く生き残るだけの力は身につかないのです。

P85　財務諸表の中でＰ/Ｌにしか注目しない経営者は、強い会社を作ることはできません。・・Ｐ/Ｌは１年の成績を知る上で重要です。でも、長い目で会社の将来を考えるためには、これまでその会社が積み重ねてきたものを含めたもの・・その時点における資産・負債・純資産を表す「貸借対照表＝Ｂ/Ｓ」です。

P86　Ｂ/Ｓで会社を評価する上でもっとも重要なのが、資産全体に占める純資産（自己資本）の割合です。・・中小企業は・・長く続く潰れない会社にしようと思うなら、「50%以上」を自己資本比率の目標とすべきでしょう。

P107　例えば「従業員を大切にします」という企業理念を掲げたとしましょう。・・一番大事なのは「会社を潰さない」「ちゃんと給料を払う」だと思います。・・コロナ禍のような事態が起きたとき、３年ぐらい売上がゼロでも人件費を支払い続けられるだけの自己資本を持ってこそ・・企業理念がＢ/Ｓで表現されているといえます。

P186　バブル経済の崩壊以降、日本社会では地方の衰退が続いています。・・衰退は、その地方だけの責任ではありません。・・ただ、地域経済を支えるべき中小企業の力不足も、原因のひとつだったことは間違いないでしょう。環境の変化に対応できるだけの経営力がなかったのです。

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

本を読むだけで脳は若返る

著　者／ 川島 隆太

出版社／ ＰＨＰ新書　　900 円＋税

P46　読書は脳の全身運動になる。・・・読書をすると、脳が広い範囲で活性化しやすくなるのです。特に、子どもの脳に影響を与え、その発達を促し、さまざまな能力が開花しやすくなることを見つけ出しました。また、大人においても創造力などの能力を伸ばす効果があることも明らかにしました。

P115　スマートフォンやタブレット端末でインターネットを積極的に使うと、脳に悪影響を及ぼします。この傾向は年齢にかかわらず同様の現象が生じることが実験データで確認されています。・・・実験で・・インターネットの依存傾向が強い学生たちの脳（白質）に老化のサインが出ていることがわかったのです。また、その学生たちの特徴を心理学者が解析すると、「自尊心が低い」「不安・抑うつ傾向が高い」「共感性や情動制御能力が低い」といった傾向があることもわかりました。・・脳が脆弱な子どもたちに顕著に見られるが、大人でもインターネットに依存すると脳にダメージが蓄積されていくと考えられる。

■ 絵手紙通信



枝がもろいので「登るな！」と、親から言われた柿の木。
今、クマが登っている。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (362号)

■ 外部の力 (R7.11.5)

▲失われた30年の沈滞ムードが漂う中、数年前、長岡技術科学大学の頭脳を活用した街おこしが出来ないものかとIT企業社長から相談を受けて始まったのが新発田市との連携協定だった。

▲長岡技科大は、新しい学問・技術を創り出すとともに独創的能力ある人材を養成することを使命とし、大学の諸成果を社会へ還元するための産学官連携活動を積極的に行っている。

▲早速、市が抱える大量の家畜排泄物や籾殻などの有機肥料化や有機稲作支援ロボット開発、街づくりニーズの掘り起こしのワークショップ開催、小学校の廃校を活用した企業誘致、きのこ栽培プロジェクト立ち上げなどが始まった。

▲この度、鹿児島高専と連携した機能性きのこの栽培技術に目途が立ち、お披露目会が行われた。来年度、地元企業も参画して、廃校となった小学校を活用した本栽培が待ち遠しい。また、きのこの特性を生かし世界を見据えたニーズの発掘と街おこしと思いも広がる。

▲過去の成功体験を捨てられず組織が硬直化し、高くても売れる製品・商品の開発を怠ったこと、コストダウンの価格競争で体力を消耗したこと、販売・受注を過度に他者に依存して自らの力を弱くしたことなど、失われた30年の要因をこの小さな一歩に重ねた。

▲どんな技術、ビジネスモデルであってもいつかは陳腐化する。企業の継続・発展のためには、売れる製品・サービスを開発し、顧客の維持と創造を遣り続けるしかない。外部の知恵とそのネットワークを活用するのも知恵の一つであろう。

■ 同期会 (R7.11.10)

▲大学時代、登山、キャンプ、彷徨の旅と地域の小・中・高生をボーイスカウトとして組織して指導するクラブに所属していたが、その同期会で富士山の麓・朝霧高原に行って来た。

▲朝霧高原は、55年前の一年生の夏に開催された第５回日本ジャンボリーと翌年の第13回世界ジャンボリーで、テント設営や大会運営奉仕でそれぞれ約半月過ごした思いでの地である。

▲晴天に恵まれた日本ジャンボリーで見た神秘的な赤富士、皇太子だった上皇ご夫妻のアリーナへの通路確保、自衛隊の野戦風呂に入った後のビールの味、他大学クラブとの交流、仲間の失敗談。世界ジャンボリーでは、台風の大雨で火山性土壌で傾斜地の会場に川が走りテントは浸水、子供たちを自衛隊のトラックで近くの寺院や施設に緊急退避させたりと、思い出話は尽きなかった。

▲極み付きは、日本ジャンボリーの帰路、実家が地元・富士市の先輩宅に５～６人で泊めて頂いた翌朝、全員がご飯のお代わりを続けてお櫃が空になり、お母上が隣家にご飯を借りに行った話だったが、最後に手を出した御殿場市在住の先輩も今回参加され、一層花が咲いた。

▲同期会は今回で19回目。毎回、同じ思い出話で盛り上がるのは、勉学はさて置き、クラブ活動に勤しんだ良き青春時代の証なのだろう。

▲残念だったのは、再会を楽しみにしていた地元先輩が入院中でお会いできなかったこと、病気や仕事等の事情で参加できなかった同期がいて少人数となったことだった。

▲来年は、「元気で病気自慢ツアー」と銘打っての開催を約束した。皆んな、元気になあれ！！